○国土交通省告示第三百二十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　東海北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岐阜県大野郡白川村大字飯島字下田保木一三九六番一一から同県大野郡白川村大字小白川字出崎六七〇番一地先まで	前	最大 一三四	五八〇〇
		最小 二一	
	後	最大 一三四	
		最小 二一	

○国土交通省告示第三百二十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十一日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　東海北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南砺市竹林一〇七六番から同市竹林五七五番四まで	前	最大 三一	三一
		最小 二七	
	後	最大 三九	
		最小 二七	
南砺市成出字カクインタキ一番三地先から同市成出字カクインタキ一番四まで	前	最大 六〇	九一
		最小 二三	
	後	最大 六〇	
		最小 二三	

○国土交通省告示第三百二十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十一日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　東北横断自動車道いわき新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
福島県河沼郡会津坂下町大字東松字松曽祢丙一六一八番一から同県河沼郡会津坂下町大字東松字松曽祢丙一六一九番一まで	前	最大 五九	三六九
		最小 四二	
	後	最大 五九	
		最小 四二	
福島県耶麻郡西会津町大字束松字峠丁六番八から同県耶麻郡西会津町野沢字荒田甲一五三七番四まで	前	最大 一七一	五九八一
		最小 二四	
	後	最大 一七一	
		最小 二四	

○国土交通省告示第三百二十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十一日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　中国横断自動車道岡山米子線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
高梁市有漢町有漢字前五四八七番五から同市有漢町有漢字前五四八七番三まで	前	最大 二二	一二
		最小 二一	
	後	最大 二六	
		最小 二二	

○国土交通省告示第三百二十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　北関東自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
栃木県下都賀郡壬生町大字国谷字台畑一九一一番二から同県下都賀郡壬生町大字国谷字谷向一五一五番一まで	前	最大 三〇六	三六八
		最小 六三	
	後	最大 三二三	
		最小 六三	

○国土交通省告示第三百二十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　常磐自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
日立市宮田町字山神三四二六番一	前	最大 七一	三六
		最小 二三	
	後	最大 七三	
		最小 二三	